

令和 8 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 6 号 6 月 19 日 (金曜日)

◎議事日程 第 6 号 令和 8 年 6 月 19 日 午前 10 時開議

第 1 第 51 号議案から第 74 号議案まで
並びに諮問第 1 号から諮問第 3 号まで
及び報告第 1 号から報告第 4 号まで
(議案質疑・委員会付託)

第 1 類 第 51 号議案から第 71 号議案まで
及び諮問第 1 号から諮問第 3 号まで
第 2 類 第 72 号議案から第 74 号議案まで
及び報告第 1 号から報告第 4 号まで

◎本日の会議に付した案件

日程第 1 第 51 号議案から第 74 号議案まで
並びに諮問第 1 号から諮問第 3 号まで
及び報告第 1 号から報告第 4 号まで

◎出席議員 (18 名)

1 番	丸 山 幸 治 君	10 番	玉 置 幸 哉 君
2 番	ビアンキ 恵 子 君	11 番	岡 覚 君
3 番	増 田 修 治 君	12 番	岡 村 千 里 君
4 番	光 清 毅 君	13 番	鈴 木 伸 太 郎 君
5 番	小 川 隆 広 君	14 番	沼 靖 子 君
6 番	島 田 亜 紀 君	15 番	久 世 高 裕 君
7 番	諏 訪 毅 君	16 番	柴 山 一 生 君
8 番	小 川 清 美 君	17 番	柴 田 浩 行 君
9 番	畑 竜 介 君	18 番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員 (なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	上 原 眞由美 君	議 事 課 長	大 鹿 真 君
統 括 主 査	神 林 亜 弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	勝 村 偉 公 朗 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	ふ く し 部 長	前 田 敦 君
子ども健康部長	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	加 藤 憲 夫 君	消 防 長	長谷川 敦 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
経営改善課主幹	一 柳 佳 誉 君	総 務 課 長	藤 村 崇 司 君
情報政策課長	中 村 太 一 君	多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君
防災交通課長	吉 野 勲 君	市 民 課 長	富 田 圭 一 君
税 務 課 長	百 武 俊 一 君	収 納 課 長	吉 田 高 弘 君
障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君	高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君
保険年金課長	諫 山 知 真 君	子育て支援課長	高 橋 正 直 君
子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	子ども未来課長	山 本 直 美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	健康推進課長	古 田 裕 三 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	神 林 宏 之 君
整 備 課 長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	野木森 茂 博 君
下 水 道 課 長	竹 本 昭 彦 君	環 境 課 長	疇 地 利 哉 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	梅 田 理 奈 子 君	文化推進課長	阪 下 知 宏 君
歴史まちづくり課長	渡 邊 樹 君	消防次長兼消防総務課長	村 山 弘 泰 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで
及び報告第1号から報告第4号まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第4号までを議題とします。

お諮りいたします。第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第4号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおりこれを2つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第51号議案から第71号議案まで及び諮問第1号から諮問第3号までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第51号議案、犬山市犯罪被害者等支援条例の制定についてから1件、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料で行きますと、6から7ページ、議案で行きますと4ページですが、第11条の中に人材育成が明記されております。犯罪被害者等支援に係る人材とはどのような人材を想定しており、どのような措置を考えているのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） おはようございます。光清議員の質疑にお答えします。

支援に係る人材としては、防災交通課の職員だけでなく、犯罪被害者等の支援に関わる関係課の職員、また関係機関等の構成員などを想定しています。

支援業務に携わるに当たり、犯罪被害者等からの相談に応じ、適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を正しく理解することが重要と考えております。

支援に関わる職員及び関係者を対象に研修を実施し、職員の知識を高めるとともに、対応力の向上を図っていく考えです。

なお、8月には犯罪被害者等支援コーディネーターである愛知県職員を講師に招き、職員研修を実施する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは第55号議案及び第56号議案から2点、要旨のとおり質疑をさせていただきたいと思います。

全員協議会資料の13ページ、14ページで、全員協議会資料のほうの13ページの中段の括弧の内容の中になります。①として、満3歳以上の限定小規模保育事業、これについてお伺いしたいんですが、国の定める基準の改正による条例、今回その改正と受け止めていますが、本市としてはこの改正された制度を利用する事業者、現状見込みがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

現時点では、当市における満3歳以上限定小規模保育事業の参入の可能性については低いと考えております。理由としましては、市内には3歳児以上を受け入れる保育施設としての公立の子ども未来園が10施設、民間保育園が2施設あり、市内全体では3歳児以上の利用定員に十分余裕があり、待機児童もいないため、市としては満3歳以上限定小規模事業者を誘

致する必要がないためであります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今、見込みが少ないということなので、一定何となく分かっているんですけど、確認の意味で、要旨2点目、既存の保育園への影響というのをどのように見込んでいるか、お伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

今回の改正では、国の基準改正による条例改正でありまして、先ほど答弁したとおり、現時点では満3歳以上限定小規模事業者の参入の可能性は低いいため、今のところ既存の保育園への影響はないと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 私からは第53号議案と第54号議案からお伺いさせていただきます。

まず、第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてです。全員協議会資料で言いますと、9ページ、10ページになるんですけど、今回ネーミングライツパートナー、これは犬山市体育館及び文化史料館南館を合併してみたいなイメージではあると思うんですけど、なかなかこういった専門家というのは見えにくいかなと思ったので、質疑をさせていただきます。

委員の選任、選定ですね、どういった方を想定しているのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ネーミングライツパートナーの選定では、主にネーミングライツ料、愛称の親しみやすさや施設イメージとの整合、企業の社会貢献度などについて審査を行います。

これらの審査項目について、専門的な知見から適正に評価いただくため、犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会規則第2条において、委員の選定要件を、1、愛称を命名する公共施設に関連する分野についての振興に携わる者、2、市の観光又は産業の振興に携わる者、3、学識経験者、4、その他市長が適当と認める者と定めます。

この選定要件は、今回の改正により統合される犬山市体育館と犬山市文化史料館南館のネーミングライツパートナー選定委員会での選定要件を含んだ内容となっています。

これにより、複数の施設の選定を一括して行う場合においても、各施設の分野に応じた適切な人選が可能となります。

なお、一括選定としない場合には、それぞれの施設に係るネーミングライツパートナー選定委員会を設置して審査します。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

続きまして、第54号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてです。こちらは11ページ、

12ページとなります。

前回、住民票など10円交付で訴求を図ったこともありましたが、今回、1通100円ということで、今回の手数料の算定根拠についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

議員の言われるとおり、昨年12月から今年4月までの5か月間にわたり、住民票の写しなどの交付手数料を1件10円としました。これは極端な手数料設定による強い動機づけで、コンビニ交付への誘導をするためです。

窓口開庁時間の短縮を開始した時期に合わせて、「行かなくてもいい市役所」を推進するための取組です。

10円とした期間における交付率は47.5%となり、同年同期間と比べ20%以上上昇していることから、周知が進み、利用促進について一定の効果が得られたものと認識しています。

課税証明書、納税証明書については、住民票の写しなどに比べると、発行件数も少ないことから、影響範囲も限られるため、期間限定の減額は実施せず、住民票の写しなどに合わせて、窓口での手数料の半額となる1件100円としました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美です。私からは2議案について質疑をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、第51号議案、犬山市犯罪被害者等支援条例の制定についてからでございます。

全員協議会資料の6ページに、犯罪被害者等の支援に取り組む姿勢を明らかにするという制定理由が記載されておりますが、市民の側から見て、この当該条例制定により、これまでどう変わり、市民にとってどのようなメリットが生じるのか、お聞きをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

本条例では、市、市民並びに事業者の責務のほか、情報提供、経済的負担の軽減や居住の安定など、犯罪被害者等への支援項目を定めたことで、市の責務が制度化され、被害者への支援が具体的かつ継続的に実施されるように変わります。

誰もが被害者となり得る可能性がある中、誰も見捨てないという地域社会のセーフティネットを強化し、誰でも支援を受けられ、安心して暮らせる社会の基盤を構築することが市民のメリットであると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

2点目でございます。条例の第7条第2項では、窓口を設置するという事となっており、窓口は防災交通課ということだとは思いますが、どのような体制を予定しているのか、

お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

窓口については、防災交通課が総合的窓口となり、対応については、支援の内容により、関係する部署と連携し、当事者の負担を軽減するために、ワンストップ窓口とする予定です。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

続いて、第52号議案、犬山市行政手続条例の一部改正についてから、2点お聞きしますが、2点まとめてお聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目でございますが、公示送達はどれぐらいの頻度で、年間何件ほどあるのかということが1つ目です。

2つ目は、従来の掲示場への掲示をなくすことはしないということになっておりますので、職員の手間を省くためにもPC閲覧を可能とすべきではないかということでお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

市で取り扱う公示送達の多くは、市税や国民健康保険税の賦課徴収などの不利益処分の際に行うもので、これらは本条例ではなく、地方税法などの個別法の規定を根拠とします。

また、都市計画法に基づく開発許可の取消しや消防法に基づく防火対象物に対する措置命令などの不利益処分については、行政手続法の適用を受けます。

本条例に基づく公示送達は、市が条例や規則で独自に定める処分などのうち、当該処分等について定める個別の条例において、公示送達の手続が定められていないものが対象です。

ただし、立入検査などの事実行為や申請に基づき行う処分などは、本条例の適用を受ける不利益処分からは除かれます。

加えて、本条例第3条及び第4条では、本条例の適用除外要件を定めています。このため、本条例に基づき行う公示送達は極めて限られており、件数としてはほぼないに等しいと認識しています。

今、ほぼないに等しいと申し上げましたが、個別法に基づいて行う公示送達は、もうこれは相当数ございまして、これらの法の規定を根拠に、既に市のホームページ上での公示送達を開始しています。公示送達の掲示場への掲示につきましては、市役所や出張所などのパソコン等の電子機器での画面上での閲覧に比べ、閉庁日や閉庁時間帯にも常時閲覧できるというメリットがあります。

また、掲示場への掲示に代えて、パソコンなどの電子機器を設置し、その画面上で常時閲覧できる状態とするためには、新たに端末を用意する必要もございまして。そのため掲示場への掲示からパソコン等による閲覧へと公示送達の方法を変更せず、掲示場への掲示を残すことといたしました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは3件、質疑いたします。

第56号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、まず1点目は、犬山市内でこの基準を適用する可能性のある施設数はどの程度を見込んでいるのか、お伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

市内の公立園では、保育士資格のある職員を適正に配置できており、保育士不足が生じていないことや、理学療法士等の採用も考えていないことから、現時点で可能性のある施設はありません。

また、市内の私立の保育園においても、今回の国の改正によるみなし保育士を採用する予定はないと聞いておりますので、こちらについても可能性はありません。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 次、2点目です。人員配置基準を緩和することですが、保育士資格を持たない専門職を保育士として算入することで、保育の質の低下を招く懸念はないかお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

みなし保育士の配置につきましては、1園につき1人までで、配置するには保育士による支援が常に受けられる体制を確保しなければならないとなっていますので、国の制度として、保育の質の低下を招かないような仕組みとなっています。

市としましては、今後みなし保育士を雇用するのであれば、専門職の観点からも保育に携わってもらえると考えますので、採用したからといって保育の質の低下になるとは考えていません。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。

では、2件目です。第56号議案及び第57号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから1点、お願いします。全員協議会資料13、14ページ、議案は2ページになります。

児童対象性暴力防止のため、従事者の性犯罪、前科確認を行うとのことだが、犬山市の子ども健康部で対象となる職種別従事者数はどの程度を見込んでいるのか、また、採用後に犯罪歴が判明した場合の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

まず、今回上程した条例改正に関わる分についてご説明をします。

児童対象性暴力防止のための性犯罪の犯歴確認を行わなければならないのは、まず、第56号議案においては、市が認可している小規模保育事業所等はないため、対象事業者はありません。

第57号議案では、乳幼児通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施している事業所となりますので、現在は公立の羽黒南子ども未来園がこの事業を行っておりますので、この事業を担当している保育士2人が対象になるかと思っております。

今回の条例改正に関する対象人数は以上となりますが、この条例の基となるこども性暴力防止法において、今後、市も子ども未来園等を設置する認可保育所の事業者となるため、性犯罪歴の確認を含めた性暴力防止の取組をしなくてはならない義務が生じてきます。

議員からご質疑の性犯罪前科の確認をしなくてはならない子ども健康部の職種別の従事者数ですが、令和8年度は会計年度任用職員を含み、子ども未来園10園と、こすもす園で保育士が305人、犬山幼稚園の幼稚園教諭が10人、児童センターの職員19人の計334人となります。

続いて、採用後に犯罪歴が判明した場合の対応についてです。現職の保育士等に性犯罪歴が判明した場合は、以後、子どもに関わる職には就くことができなくなり、子どもに関わらない部署への配置替えなどの対応が必要となってきます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。

では、3件目です。第58号議案、犬山市介護保険条例の一部改正についてから1点、お願いします。

減免の対象者への周知はどのように行うのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田ふくし部長。

◎ふくし部長（前田 敦君） それでは、ご質疑にお答えをいたします。

まず、この減免は、税制改正の影響が介護保険財政に及ばないようにするための介護保険法施行令の改正に伴う条例改正によって、本来の意図とは異なる影響を受ける方を言わば救済するという措置としての意味合いでありますので、この減免に限っては、申請、お申出ですね、そういったものを必要とせずに、対象となる全ての方に自動的に適用させていただきます。したがって、特別な周知というのは行わずに、保険料のお知らせの際に減免した旨を案内する程度ということに予定しております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からは第57号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1点、お伺いをいたしま

す。全員協議会資料13ページ、14ページ、議案書2ページです。

先ほどの島田議員の質疑でもありましたが、今回の改正では国の制度が変わったことにより、乳児等通園支援制度事業において、保育士に係る犯罪事実確認等の措置が義務づけられるということになると思いますけれども、市としてもこの今回の羽黒南子ども未来園については、法律で定める性暴力防止取組の義務がある事業者となるため、今後この制度の施行に向けてどのような準備が必要となり、どのようなスケジュールで対応を進めるのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

国の制度であるため、性暴力防止の取組については、国の示す方法で準備を進めていく予定です。詳細はいまだ示されていませんが、現時点で子ども性暴力防止法施行準備室が出している資料に基づき、事業者に求められる準備を進めています。

現時点での取組内容と今後のスケジュールですが、まず、こども性暴力防止法関連システム、通称こまろうシステム、こども家庭庁が開発するシステムになりますが、こちらへの事業者登録やIDの取得、あと性犯罪前科がないことを条件とした保育士採用の募集要項の見直し、こちらについては既に実施をしておるところです。

今後のスケジュールにつきましては、今年の2月に一度、対象者には周知をしていますが、改めて7月に制度開始についてと犯罪事実の確認の対象となる旨、こちらを対象となる保育士のほうに周知をする予定にしております。

また、法施行前の12月25日までに、性暴力事案の疑い発生時の報告、対応ルールづくり、情報管理体制の整備、保護者向けの周知、啓発、国のガイドラインやマニュアル等に従ってこれらを行っていきたいと考えております。

その後、法施行前までに対象従事者向けに研修についても行っていく予定としております。

続いて、最後になりますが、犯罪事実確認の申請についてなんですが、こちら法施行の12月25日以降からとなりますが、まだ具体的な日程については決まっていません。

国からは初年度は全国的に件数が多くなることから、現職の従事者については、県ごとに申請期間を割り振ると、今のところ聞いております。

また、犯罪事実の確認の期限につきましては、法の施行日に現職の従事者については3年後となる令和11年12月24日までに確認を、法施行後に新規に従事する者については、従事する日までとなっております。

以後、前回の確認の翌日から5年が経過する日の属する年度の末日までに再確認をしていくことになっておりますので、5年ごとに繰り返していくというような仕組みになっております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番、丸山幸治です。私からも、第56号議案、犬山市家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び第57号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、3点についてまとめて質疑させていただきたいと思います。全員協議会資料は、13ページ、14ページです。

児童等対象業務従事者の犯罪事実確認について、私もお伺いしたいんですが、私、制度に詳しくなくて、非常に素人のようなことを聞いて申し訳ないんですが、犯罪事実の確認というと、やっぱり弁護士に個別に依頼していくのか、市が調査していくのか、また本人に尋ねていくのかくらいしか私は思いつかなかったんですけども、実務的にはどのような調査を行っていくのが1点目です。

公立とまた民営の施設で調査方法が異なるのかというのが2点目。

また、もしも事務的、費用的に負担が民営事業者にとっても重いような場合、市が代わりにやってあげるようなことはないのかというのが3点目です。

以上、3点についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

犯罪事実確認方法については、先ほども畑議員のご質疑でお答えしましたとおり、こども家庭庁が新たに開発するシステム、こまもろうシステムを通じて実施をするものになります。

まず、準備段階として、事業者が、国が管理するこのシステムへ事業者の登録をします。義務事業者と任意事業者の2種類ありますが、ここでは法律で取り組まなければならない義務のある認可保育所などの事業者について説明したいと思います。

流れにつきましては、全員協議会資料の13ページの図がありますが、こちらをご参照いただきたいと思います。事業者は、このシステムを通して、こども家庭庁に従業者の氏名等の登録と、犯罪事実の確認の申請を行います。その際、戸籍情報については、従業者本人がそれぞれこども家庭庁に提出することとなります。

こども家庭庁の説明によりますと、マイナンバーカードと連携して、このシステムにおいて戸籍情報が提出できるということになっているそうです。

その後、こども家庭庁は、法務省のほうに性犯罪前科を照会、法務省からこども家庭庁に犯歴ありか犯歴なしの通知が行き、犯歴がなければなしという通知がこども家庭庁から事業者のほうに通知がされます。

犯歴ありの場合につきましては、こども家庭庁から本人に対して事前に通知をし、本人は通知内容に誤りがある場合は訂正の請求をすることが可能となっております。訂正の請求がされずに2週間が経過すると、こども家庭庁から事業者のほうに犯歴ありとの通知があります。この際、事業者には犯歴ありのみの回答が通知され、例えば盗撮であったりとか、不同意わいせつといったような具体的な犯歴の内容までは知らされないということになっています。

続いて、弁護士に依頼するのか、本人に質問するのかとのことですが、こちら国のシステムを通じて実施していくために、確認の流れのとおり、弁護士への依頼や本人に質問等をし

て確認するものではありません。

また、官公庁の権限で市が調査、照会するののかについては、法律に基づく義務として、認可保育所等の事業者それぞれが実施をするものです。そのため、公立の子ども未来園では事業者である市が調査を行い、私立の保育園では、運営をしている法人事業者が調査を行っていくということになります。

公立と民営で方法が違うのかというご質問については、性暴力防止法の取組の義務のある事業者は、公も民も問わず、一律にこのシステムにおいて実施しなければなりませんので、方法が異なるということはありません。

また、先ほどもお答えしたとおり、それぞれの事業者が、従業者の犯歴管理確認を行うこととなっていますので、民営の保育園などの調査を市が代わりに行うこともありません。

◎議長（大沢秀教君） 1番 丸山幸治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、3点について質疑をしたいと思います。全員協議会資料の9ページ、10ページを参照してお願いします。

今もネーミングライツをやっているわけですが、財源確保の観点からということで、積極的に進めていくということで、犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会ということで、統合していくという話なんですけれども、犬山市規模の市で、このネーミングライツ拡大していくといっても、どのくらいなのかなというところは、ちょっと考えているわけですが、まず1点目として、これまでのネーミングライツによる収入というのは、年間、幾らくらいなのか、それから、施設管理費全体に占める割合はどの程度か、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ネーミングライツの実績がある犬山市体育館、犬山市文化史料館、犬山市立図書館の3施設について、ネーミングライツ料は、令和7年度の税込年額を、施設管理費は直近の令和7年度決算見込額をそれぞれ申し上げます。

まず、犬山市体育館のネーミングライツ料は165万円で、施設管理費は6,296万1,487円の約2.6%に当たります。

なお、令和8年度のネーミングライツ料は、契約更新時に増額の提案をいただいたため、198万円となりました。

次に、犬山市文化史料館南館のネーミングライツ料は36万3,000円で、施設管理費1,244万4,641円の約2.9%に当たり、令和8年度のネーミングライツ料も同額です。

最後に、犬山市立図書館のネーミングライツ料は13万2,000円で、施設管理費7,126万389円の約1.9%（「約0.19%」に訂正）に当たり、令和8年度のネーミングライツ料も同額です。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） ありがとうございます。金額とそれぞれ割合は施設によって違って、低いところは1.9%（「0.19%」に訂正）とか、多いところでも4.9%（「2.9%」に訂正）ぐらいだということは分かりました。

再質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の10ページのところに、今後の予定というところで、今年度は犬山市市民文化会館及び南部公民館、そして山の田公園の野球場及びテニスコートということで予定されているわけですが、この施設を選んだ理由について、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今年度、ネーミングライツパートナーの公募を予定している文化会館、南部公民館、山の田公園の野球場とテニスコートの4施設は、施設の規模や利用者数などから、ネーミングライツによる広告価値が十分にあり、企業からの応募が期待できると判断し、公募の対象としています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） では、2点目にお願いします。

選定委員会のことについてですが、先ほど増田議員の委員はどんな方がなれるのかというところで、一応は分かりましたけれども、学識経験者だとか、それぞれ専門的な方は入るのは分かったんですけれども、いろんなところでやっぱり私は市民の方も入るほうがいいのかなというふうに思っていますので、これ市長の認める者ということになってくると思うんですけれども、例えば公募による市民を募集したりとか、そういったことは考えているのか、また、選定基準というのは公開されるのか、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会規則第2条に定める委員の選任要件に市民代表は明示していないことは、議員も今言われたとおりですが、必ず市民代表が委員に選任されるということにはなっていません。施設の特性や利用実態などから、市民代表を選定委員会の委員に選任して協議することが望ましいと判断される場合には、委員の選任要件に、先ほど議員おっしゃったように、その他市長が適当と認める者という要件がございますので、この根拠に選任することとなります。

なお、過去にネーミングライツパートナーの選定を附属機関で実施した実績のある体育館と文化史料館南館の選定委員会では、市民代表を委員に選任した事例はございません。

また、ネーミングライツパートナーの選定基準については、公募する際に公開する募集要項の中に含まれるため、公開されることとなります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎ 12 番（岡村千里君） 内容としては分かりました。

再質疑をさせていただきます。

選定基準は公開されるということですが、では、選定後には、募集状況とか評価の結果、それから選定理由などについて、市民に分かりやすく公表するほうがいいと思いますけれども、そのようなお考えがあるかお示ください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

ネーミングライツパートナーの選定後、パートナー企業の社名、ネーミングライツ料、愛称、契約期間などの基本的な事項については市のホームページ上で公表いたします。

評価点など審査結果の詳細な内容については、施設の特性に応じて選定委員会において個別に協議し、選定後に公開する事項をあらかじめ募集要項で定めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、3点目です。長年、市民に親しまれてきた図書館だとか、ほかの文化施設なんかについて、特に私たちが聞いているのは、図書館のところなんですけれども、いまだにシンエイライフという名前が入ったところで、あれ市営じゃなかったのみたいな、そういうまた勘違いをされているような方もみえます。

そういった中で、愛称を望まない声もあるんですけれども、そういった点をどのように受け止めているのか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ネーミングライツパートナー制度は、公共施設の自主財源確保のため、他自治体においても多くの導入事例がある一般的な手法となってきました。図書館については、名古屋市、大阪市、函館市などで、文化会館については、江南市、一宮市、西尾市などで実施しています。

本市の厳しい財政状況から、財源確保の必要性はますます高まっており、ネーミングライツ事業の推進拡大をしていくという方針から、今回、条例の一部を改正するものです。

議員のおっしゃるとおり、中にはネーミングライツにより公共施設に愛称を付けることを望まない市民もいらっしゃるかとは思いますが、長年、市民に親しまれてきた施設を今後も継続して運営していくためにも、財源確保は重要な課題でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

多くの高齢の市民の方からよく言われるんですけれども、やっぱり名前が変わると、その名前が根づくのにも時間がかかります。そして、今回、一定期間、3年とかそういったところで決めていくわけですが、またその後、他の企業が取って変わると、名前が変わってしまうということもあります。ですから、拡大をどの程度進めるかということもありますけれども、市民にとってはそういった施設の名称が分かりにくくなってしまうという面があ

と思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

ネーミングライツパートナーが決定し、新しく愛称が付けられたときには、速やかに市民の方や施設利用者に愛称が定着するよう、記者発表や広報、市ホームページへの掲載、当該施設への宣伝など、様々な方法を用いて周知徹底を図って定着を進めていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは第62号議案から第71号議案、犬山市農業委員会委員の任命について、まずは2点まとめて質疑させていただきます。

こちら募集選考プロセスの過程におけるものについて質疑させていただきます。

今回、特例措置を適用しての任命とはなっていますが、まず選考のプロセスはどうなっているのかということ、あと今回、特例の要件を満たすが、今後の選考への課題はあるかということについて伺います。質疑お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） ただいまのご質疑に、2点まとめてお答えさせていただきます。

まずは、今回、農業委員の候補者として引き受けてくださった10名の方、それから推薦してくださった団体、声かけ、働きかけを地域でしていただいた現行の農業委員、推進委員などのご尽力に感謝いたします。ありがとうございました。

まずプロセスですが、農業委員の候補者の募集から任命まで、プロセス、手順についてですが、こちらは農業委員会等に関する法律、農業委員会等に関する法律施行規則などで定めております。

農業委員会等に関する法律第9条において、委員を任命しようとするときは、省令で定めるところにより、あらかじめ農業者が組織する団体等に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定されております。

こうしたことを踏まえまして、募集をかけていくわけですが、候補者募集の流れとしましては、まず周知を図るため、市と出張所の掲示板で要綱の告示をし、市ホームページや広報への掲載、募集チラシの配布などを行いました。また、候補者の推薦を求めるため、現在の農業委員や推進委員により、各地域の農事組合への候補者の掘り起こし、投げかけをしていただき、また、農業協同組合や土地改良区等の農業者団体に対し、候補者募集開始の案内も実施いたしました。

加えまして、認定農業者の方へ周知したり、中立委員になっていただけるような団体への声かけ、その他、機会を見て周知を努めてまいりました。

候補者の応募、推薦の受付期間は、法律施行規則によっておおむね1月と定められており

ますので、今年の1月19日から1か月行いまして、結果として、候補者数が10名ちょうどとなり、過不足がなかったため、受付期間の延長をせず募集期間を終了したと、そういった流れでございます。

今回、候補者募集の結果として、認定農業者の要件というのは特例適用となるものの、農業従事者でない中立委員や青年、女性委員候補の状況も確保できまして、欠格事項に該当する者も当然ながらいないということは確認しておりまして、今回議案として上程させていただいたところでございます。まずこれがプロセスになります。

今、沼議員からご指摘いただきました認定農業者3名、準ずる者1名ということで、特例として要件を満たすという状況になりました。今後の選考への課題はということですが、今申し上げたような様々な案内、投げかけによりまして、最終的に認定農業者4名となりました。ただ、本来は過半数が認定農業者になるということが本来ですので、まずそこが特例でのクリアということで、そこがまず課題であるなというところはございます。

そうした中で、一方、現状として難しいところがございます。これは今後の課題につながっていくわけなんです。現状で認定農業者というのが16経営体ということで、少ないという状況がございます。

16だと、10名のうち半分、6名選出すると大体2回か3回ぐらいで回ってきちゃうんで、なかなかそもそも母数が少ないよというところがございます。また、農業委員のほかにも、認定農業者の方は、市の附属機関等の委員の就任ですとか、ご自身が所属している団体などへの会議などの出席をされているところで非常に多忙だということがございます。そして、認定農業者自身が、営農規模から農作業に費やす時間が多い、もちろん認定農業者じゃない農業されている方も、兼業の方もいらっしゃる、非常にお忙しいわけです。もう本当にお仕事をやりながら農業やったり、認定農業者は選任されながらも、お忙しいというところで、非常に忙しいというところもございます。

そういったところもありまして、過去に、認定農業者の方に委員の就任に関するご意向のアンケートといったものを確認した際には、なかなか連続してやるのは抵抗があるし、そもそもやるのもなかなか厳しいよといったようなお声もいただきながら、なかなか難しいなというところは、私ども痛感をしているところでございます。

そうしたところで、当市では認定農業者数そのものは横ばいですが、そもそも全国的にも農業者の高齢化、後継者不足の中、今後の選考に向けても、まずは市内認定農業者の維持といったところが課題だと認識しております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質疑いたします。

今のプロセスについては、特例の措置を使って今回は満たしたということで理解いたしました。

そもそも農業委員会というのは地域の農業課題を解決するところかなと認識しておるんですが、どういった内容を議論する場所なのか、そしてその中に、例えばJAだったり、農業用水の組織だったり、そういった方たちのお声が入るのかなという、そういう組織形態なの

かなというところについて、再質疑させていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 沼議員の再質疑にお答えいたします。農業委員会の議論の内容、そもそも役割は何かというところだということで、お答えさせていただきますが、幾つかございます。農地の権利移動等の申請許可や意思決定のため、現地確認や農業委員会の総会、これが一番大きいかなと思いますが、毎月出席いただきます。その他、遊休農地発生防止解消への取組ですとか、違反転用の監視、解消への取組、農地の集積集約化の推進活動、座談会や研修会等への出席などがございます。

その中で、農業委員ですね、様々な属性と言いますか、いろんなところ、団体とかから選出されて来ていただいておりますが、農事組合から推薦をされた方、その地域の代表というか、そういった地域の声を拾い上げていただける方ですとか、土地改良区ですと、今回、入鹿用水土地改良区の推薦であったりとか、あとは中立委員として行政書士会、あとは愛知県農村生活アドバイザー協会といったところからの選出となっておりまして、様々な角度からご議論いただけるのではないかなと、このように考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、ほかに質疑はありませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 民生文教委員会の所管に関することですが、ちょっと関連があるので、ここであえてお伺いしたいんですが、議長よろしいでしょうか。

内容は、第56号議案と第57号議案の関係です。

その件で、丸山議員の質疑に引き続きというか、これは今回その児童福祉法等の改正の基準の改正に基づくというものですけども、もともと法律のほうでも、性犯罪防止法、日本版DBSと言われてるものもありまして、それは学校とか学習塾とかも対象になっているものと思います。施行日としては、今回の条例改正のものと同日なので、そこだけなのかなと正直思ったんですが、そのほかの部分、学校とか学習塾はこれは民間ですけども、そういうところに関しての市の内部の議論というのはあるのか。

この条例だけになった理由もちょっとお示しをいただければと思うんですが、それも今、内部で検討しているのか。今回は出ないけども、次回に出るとか、ちょっとこの条例だけだと、かなり法律よりは限定され過ぎなのかなという感じがするので、その点、もし内部で何か検討しているようなことがあれば、お示しいただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） 質疑については許可いたします。

答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今、子育て部門だけじゃなくて、教育関係もそういう対象になってくるんで、そういった

動きがあるかどうかというようなご質疑だと思いますが、当然市の中でその辺は共有しながらやっています。

事業者としての登録というところも、市長の部門については総務課のほうがやっていて、教育委員会は教育委員会のほうで、もう登録のほうをしていますんで、12月25日の実際の施行を目指して、やれることは今、手続を進めているという状況でございます。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 一応、再質疑ですけど、条例改正とかは特に必要ないという判断になっているのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今言った大枠のところは、法のほうでもう決まっていますんで、それに基づいて進めていくという状況でございます。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。よって、第1類、第51号議案から第71号議案まで及び諮問第1号から諮問第3号までに対する質疑を終わります。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午前11時2分まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午前11時2分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開

午前11時02分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議案質疑を続行いたします。

続いて、第2類、第72号議案から第74号議案まで及び報告第1号から報告第4号までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、質疑をさせていただきます。全員協議会資料で行きますと37、38ページ、議案で行きますと18から21ページになります。

7款4項4目街路事業費ですが、全員協議会資料の説明を見ますと、令和8年度の社会資

本整備総合交付金の内示額が要求額を大きく下回っているとなっておりますが、内示額とその充当状況はどうなっているか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

7款4項4目の街路事業費に係る社会資本整備総合交付金の内示額は、2,721万9,000円で、予算額5,769万円に対して3,047万1,000円の差額があります。充当状況については、全額、道路橋梁詳細設計業務委託に充当する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。

それでは、2点目としまして、今後、土地開発公社による先行取得をする場合と、市による直接、用地買収の場合における最終的に市の負担額はそれぞれどのように想定しているか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

土地開発公社による先行取得と市による直接買収について、地方債の活用も含めたシミュレーションを行ったところ、市が直接買収を行った場合の支出は、1億9,011万1,000円に対し、土地開発公社から買い戻す場合は1億8,722万4,000円と288万7,000円低くなります。
（＊244ページに訂正発言あり）

なお、国庫補助金の配分額が大きくなれば、市の負担額はより減ることになりますので、土地開発公社からの買戻しがさらに有利になります。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からも第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、質疑をさせていただきます。

歳出の2款1項3目で、全員協議会資料は32ページ、予算書は14、15ページとなります。

こちらにEV車両の寄贈をいただくということで記載がありますけども、この寄贈いただきましたEV車両の用途の想定をどのように考えられているか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

寄贈いただきましたEV車については、通常の公用車としての利用を想定しています。総務課が管理する一般車両として公務で公用車の利用を希望する職員に対し、貸し出す予定です。

なお、EV車はフル充電時の走行可能距離がガソリン車と比較して短いため、プリウスやステラのように長距離の出張で使用することは想定しておらず、家庭訪問や現地確認など、主に市内の用途で使用することを想定しています。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、お伺いいたします。

全員協議会資料の34、35ページ、運動部活動の地域展開等推進事業についてお伺いをいたします。

今回、この平日クラブへの移行ですけれども、単に平日の地域クラブの活動を一度やってみるということではなく、今後の平日の部活動への展開しているかどうかを判断するための重要な取組であると理解しています。

そこで、今回の試行で指導者の確保とか、生徒の参加、学校との連携、保護者負担など、こういった点を課題を重点的に検証しようとしているのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

加藤教育部長。

◎教育部長（加藤憲夫君） 今回の補正に計上しました地域スポーツクラブ活動試行実施委託料ですけれども、平日の活動も含めた部活動の地域展開を試行的に実施し、課題の洗い出しや今後の方向性を検証するものでございます。

本事業の実施につきましては、既に水泳の地域クラブでスタートしている民間団体へ委託する予定で、令和8年7月から令和9年2月までの委託期間を予定しています。

実証の内容としましては、水泳、こちらは既に始まっております。今後、ハンドボール、ソフトテニス、ソフトボールの4種目において、平日も含めた活動を実施するため、指導者の謝礼を想定して、当該補助金の申請を行い、内定を受けているものでございます。

本事業では、平日の夕方や夜間の時間帯の活動において、安定的に継続的に指導者の確保ができるか、生徒が安全・安心に参加できる環境が提供できるかなどを重点的に確認するとともに、運営団体の組織力強化にもつなげていければということを検証内容として考えております。

また、おっしゃるように学校との連携や保護者負担ということについても、施設の利用調整というのはやっぱり学校間とのやり取りとか、必要になってきます。または夜間というふうになると、また保護者の送迎等も発生するということで、その辺りもこの指導者謝礼を補助しながら、実際どのような課題があるかということを検証していきたいというふうに考えています。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からも第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について、3点、お尋ねをしたいと思います。

1点ずつお願いします。全員協議会資料の33ページ、特定不妊治療費助成事業400万円からお聞きをしたいと思います。

全員協議会資料によると、申請の見込額が80件ということで出ております。その数字を算出された根拠はどうなっているのかということが1点。

また、これは県からの補助金、県2分の1の事業なんですけども、これ予算を超えた場合、例えば、犬山市で補正予算を組むということを可能だとは思うんですけども、県からやっぱ2分の1もらっているということもあって、こういった補正を組む場合、どうされるのかお尋ねをします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えをします。

今回の補正予算の申請見込みとして80件を想定していますが、この件数は令和7年度の実績から算出をしています。令和7年度に申請のあった特定不妊治療助成の件数が156件あり、そのうちの今回対象となる46件が先進医療を併用していることが、診療明細から確認できました。

今回の先進医療への助成開始に伴い、先進医療を受けるケースが増加する可能性も踏まえまして、令和7年度から約2倍の80件ということで計上しております。

次に、こちらは県との協調補助になりますが、予算額を超えた申請があった場合ですけれども、犬山市にとっては申請者が助成を受けられないということにならないよう、補正のほうの対応を行っていく予定としております。また愛知県の方の補助につきましては、県に確認しましたところ、現時点では予算を不足することは考えにくいというところで十分予算は組んでいるというところです。

ただ、予算が不足する場合には、県の担当課としても補正予算での対応を考えていくという回答がありましたので、県が不足する部分を犬山市が一般財源で補填となるようなことについては、今のところ想定のほうはしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。安心しました。

それでは、2点目、全員協議会資料34ページ、部活動の地域移行の方の関係なんですけども、先ほど畑議員の方からも質疑がありました。

私のほうは、これ歳出歳入ともに減額、この補正理由のずっと読んでいくんですけども、ちょっと分かりにくいなというところがありました。ただ、基本的なこととして、この中を読んでいっても、事業が変わっているというところもあると思いますので、ここに書ききれない部分があると思いますので、この事業についての説明を求めます。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

加藤教育部長。

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質疑にお答えします。

まず、部活動の改革及び地域クラブの活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおきましては、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間として位置づけております。この推進のために令和8年度からは、国の地方スポーツ振興費補助金として取り扱われることになりました。

歳入として、全員協議会資料の35ページにございますように、一番下の地域スポーツ振興費補助金628万1,000円がそちらになります。それに伴い、前年度までの名称として計上して

おりました地域スポーツクラブ活動体制整備事業費県補助金、その下の部活動指導員配置事業費県補助金、こちらについては減額をして、628万1,000円を歳入として、計上したということでございます。

一方で、歳出のほうですが、この補助金の歳出用途として認められているのは、例えば中学校部活動指導者の謝礼ですとか、消耗品、活動連絡アプリの使用料、また部活動コーディネーターや部活動地域移行検討委員会の費用、あと地域クラブの活動試行実施委託料、また部活動外部指導員への報酬が認められております。

先ほど畑議員のご質疑の中でご説明した部活動試行実施委託料もこれに含まれているということでございます。

歳出についてなんですけども、144万円を減額をするというこの内容なんですけども、こちらの中学校の部活動の外部講師に対する謝礼ということで、令和8年度の指導者数と指導時間の活動予定が出てきましたので、それに合わせて金額を減額して144万円を減額したということでございます。

次の消耗品についても、地域クラブの移行状況、また実際の令和8年度の活動予定を見ながら、再積算し、消耗品として52万3,000円をそれぞれ減額したということでございます。

それら差引きを行いまして、歳出が総合計でマイナスの97万1,000円の減額、歳入を114万7,000円の減額をしたということでございます。

また、先ほどご説明した平日も含めた地域展開の加速化のための重点課題への対応としては、99万2,000円を増額しております。追加してご説明差し上げますということになります。

今回の補正では、歳入歳出ともに減額となっておりますけども、地域クラブの現状に合わせて、状況に合わせた額を減額して、適切な補助金を計上したということでございます。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。結構複雑ですね。分かりやすいようにお願いします。

それでは、3点目、全員協議会資料の39ページ、善師野防災広場整備工事のほうからなんですけども、これ補正理由を見ると、工事を進めた中で、想定外の費用が必要となったこと、また、資材価格の高騰等、大きく2つの理由があるというふうに書かれていますけれども、もう少しこの点についてご説明をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 玉置議員のご質疑にお答えいたします。

本事業については、地元善師野区事業地に隣接する愛知用水や県との協議、調整を丁寧に進めてまいりました。そして、協議や調整を進めた結果、及び資材価格の高騰により、当初見込んでいた以上に事業費が必要となったというところでございます。

増額の主なものですが、排水対策として、広場の南側へ雨水の排水をするわけですが、当初は既設道路側溝に直接接続と考えておりましたが、本事業区域からの流出量を抑制し、一度に排水することがないよう、敷地内南側に側溝を配置してから既設側溝へ放流する構造に

したことで、約570万円の増となりました。失礼しました、排水は雨水とあと浄化槽からの排水がございます。（＊247ページに訂正発言あり）

そして、仮設工事については重機等が現場に入るため、進入口を確保するとともに、養生として碎石を敷設するなどの必要が生じたため、約170万円の増となりました。

また、経済情勢の変化による資材価格の高騰でございますが、昨年末から今年にかけて取得していた見積りに関して、その後中東情勢の影響等を勘案して、3月末から4月に改めて建設物価に記載のない76品目について見積りを取得、確認したところ、増減率が資材によって様々ですが、マイナス3.6%からプラスの9.5%、平均しますとプラスの2%となりまして、増額要因となったというところでございます。

一方で、工事全体で見ますと、発注前の4月に再積算した際、精査を行い、減額となった工種もございます。また、予算計上時には、あらかじめ人件費が上昇するというのは見込んでおりましたので、そこで上昇分を余裕を持たせておりましたが、そうした減額要因も吸収して、結果として予算額に対し約574万円が不足し、補正予算の計上とさせていただいたと、そういったことでございます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 10番、玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

都市整備部長より、答弁内容の訂正の申出がありましたので、許可いたします。ここで発言をお願いします。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 先ほどの光清議員の②の土地開発公社による先行取得の場合と、市による直接買収の場合における市の負担額はそれぞれどのようになっているのかの答弁に対しまして、数字の誤りがありましたので、修正のほうをお願いします。

土地開発公社による先行取得と市による直接買収について、地方債の活用も含めたシミュレーションを行ったところ、市が直接買収を行った場合の支出が1億9,011万円に対し、土地開発公社から買い戻す場合は1億7,287万円と1,724万円低くなります。大変申し訳ございませんでした。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からも、第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、質疑をさせていただきます。

歳出2款1項3目、全員協議会資料32ページになります。

電気自動車充電スタンド設置工事請負費42万3,000円について、2点、質疑をさせていただきます。

まず、1点目が充電スタンドの設置場所はどこに設置をされるのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

充電スタンドの設置場所につきましては、電源を取るための分電盤からの距離が近く、配線工事が容易にできることで施工費用が抑えられる、市役所立体駐車場の入り口から入って

すぐ左側の駐車スペースに設置する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。

続いて、2点目ですが、充電スタンドは市民の方もご利用できるのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 2点目のご質疑にお答えします。

充電スタンドの市民利用は想定していません。一般利用者にも開放し、使用料を徴収してはどうかというような考え方も中では議論ございましたが、今回設置する充電スタンドは、急速充電できるタイプではなく、フル充電には数時間要するものになります。

市役所の利用者の滞在時間などを考慮しますと、市役所での用事を済ませる間に十分充電できるという機能は備えていないため、一般利用はなじまないと捉えました。よって、E V 公用車に限定したスタンドの利用ということになります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 1点ちょっと再質疑をさせてください。

設置場所が立体駐車場の左側ということでお伺いしました。先ほどの増田議員の質疑の中にもありましたが、犬山市内で公用車で行くということで、その間、その駐車場所が空くと思うんですが、その場合、充電スタンドを使わないにしても、その場所が使えるのかどうかだけ質疑をさせてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

充電は夜間であるとか、そういったところを想定してまして、その場所に車が常時あるわけではございませんので、その公用車が外に出ている間は、市民の方が駐車場として利用していただくことは全然構わないというか、使っていただきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、質疑をさせていただきます。

7款4項4目の蟬屋長塚線道路整備事業のことです。全員協議会資料は37、38ページ、議案のほうは18から21ページとなります。

先ほど光清議員の質疑もお聞きしておりましたけれども、内示額についてはお示しがありました。そのときに部長答弁で要求額も示されまして、5,769万円ということで要求額はいいかどうか、確認したいと思います。

また、この事業全体の予算というのは、現在のところでのどのくらいを想定しているかお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

社会資本整備総合交付金として予算計上している要求額は、5,769万円です。

また、全体の概算事業費は、令和5年度の事業着手から計上し、約36億円となりますが、近年の物価や人件費等の変動により、今後増減する可能性はあります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。全体の事業費、今までなかなか出てこなかったもので、分かりました。

ただ、この事業自体については、やはりまだまだ住民の方たちの様々な要望があるというところから、いろいろ問題や課題があるというふうに私は思っています。

では、2点目に移ります。今回も令和8年度の社会資本整備総合交付金の内示額が、要求額を大きく下回ったことにより、こういう対応をしていくんだということなんですけれども、内示額としては、次の年も別に幾らになるか分からないわけです。そういった中で、この内示額が下回ったことによって、どのような支障が生じる見込みなのか。そしてまた、なぜ、この土地開発公社を活用する必要があるのか。

特に今の時代、土地開発公社自体を整理していくというところが多い中で、当市としてはこういった活用していくわけですが、その理由についてお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

社会資本整備総合交付金の内示額が下がると、市の一般財源による支出が増加します。補助金を最大限に活用するとともに、来年度以降の補助金がつくようであれば、先行取得のほうが有利であるという結論に至ったため、その手法として、岡議員の一般質問にもお答えしたとおり、土地開発公社を活用するという選択をしています。

また昨年度、地権者向けの説明会を開催した際に、令和8年度からの用地取得をお願いしています。そうした中で、事業にご理解をいただいた上でご承諾いただいている地権者の方々もいらっしゃいますので、今年度の用地取得は予定どおり進めたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

では、この土地開発公社が取得する現段階のところで結構ですが、予定の面積というのはどのくらいになるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、再質疑にお答えをします。

令和8年度に土地開発公社に取得を依頼する用地の予定面積は、約4,500平方メートルです。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、3点目の質疑に移りたいと思います。

買戻しの問題です。土地開発公社で先行取得をして、その後買い戻していくわけですね。

ども、令和9年度以降の5年間で、計画的に買戻しを行うというふうにあります。令和9年度以降ですから、何年後になるか分かんないですけども、ある程度これ期間を考えているのか、それから、この5年間というのはどういう理由なのか、そして、どのような財政見通しに基づいてこれを設定したのか、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

どのような財政状況に基づいて5年間で設定したかというご質問ですが、市全体の財政状況を勘案しながら、1年ではなく、極力平準化を図り、5年間で設定しました。令和9年度、3筆4,349万8,000円、令和10年度、4筆2,389万円、令和11年度、1筆2,498万6,000円、令和12年度、2筆2,798万6,000円、令和13年度、4筆2,258万円となる予定です。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

ここで、経済環境部長より答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 先ほど玉置議員のご質疑に対する答弁で、トイレの排水は南側ですと申し上げましたが、トイレについては浄化槽を通じて県道への排水でしたので、訂正させていただきます。失礼しました。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からも第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について質疑させていただきます。全員協議会資料33ページの歳出4款1項3目です。

特定不妊治療費助成事業、母子健康づくりについてです。

こちら先進医療の対象ということでご記載があるんですが、具体的にどのような治療や検査が対象になるのかについて伺う点。

もう一点は、こちらは概略スケジュールということでお示しがありますが、不妊治療を行う当事者の方にとって情報が届く時期というのは大変重要なことになっております。周知の方法や対象になる方への周知の時期について、詳しく伺いたいと思います。質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質疑にお答えします。

先進医療とは、保険の適用とされない医療行為であるものの、その医療行為自体は国により高度な医療技術として認められているというもので、先進医療は保険診療と併用して実施されます。

不妊治療に係る先進医療としては、現時点では11種類の医療行為が国により認められています。例えば具体例としましては、タイムラプスという培養中の胚を撮影することで、妊娠率の高い胚を選ぶことができるというものや、シート法という、胚培養液を子宮に注入して、受精卵の着床に適した環境をつくり出すことで、妊娠率を向上させるといったようなものになります。

保険適用となる体外受精、顕微授精と併用して、これらの先進医療を行うことで、妊娠率の向上が見込まれます。

先進医療は、繰り返しですが、保険の適用にならない医療行為ですので、先進医療分の治療費は全額自己負担となっており、今回の補正で保険適用と同じ3割の自己負担となるように、残り7割の分を県と市で折半し助成をするものになります。

次に、今後のスケジュールですが、補正予算をお認めいただけましたら、7月から申請の受付ができるように準備を進めております。

なお、助成対象としましては、県の制度に合わせ、令和8年4月以降に受けた診療まで遡及して適用するというものになります。

周知方法としましては、広報やホームページはもちろんですが、先進医療を実施している県内等の医療機関のうち、特定不妊治療費助成でもう実績がある医療機関については、助成制度の案内を通知をする予定をしております。また、既に保険適用分の助成を行っておりますので、遡及分も含め、申請書に添付される診療明細から、先進医療の受診状況についても把握することができますので、先進医療を受けている方の申請漏れがないように、個別に案内のほうも行っていく予定で考えております。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 第72号議案から3点、質疑させていただきます。

令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、7款4項4目蟬屋長塚線道路整備事業に関してでございます。

1つ目です。今年、国の交付金が減額されたのは、国のほうの単年度の予算事情なのか、それともこの事業そのもの、例えば、高架にするとか平面にするとかということに対して、疑問符がついているのではないかという、ちょっと懸念を持ったんですが、そういった形で危険性とか、全国的なほかの同規模の道路に関して、この事業は優先順位が低いと思われるのであれば、これは一大事かなと思ったんですが、この減額した理由については、国や県からどのような説明を受けているんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

本事業への補助は、国の交付金が予算となっていますので、今年減額されたのは単年度の予算事情なのか、本市では把握していません。

本事業に必要な事業費については、県内の市町村は県へ説明をし、県において取りまとめ、国へ提出するシステムになっています。本市としては、所定の資料へ事業の必要性を記載し、県へ説明していますが、優先順位評価が低いかは、本市としては判断できません。

予算の配分と同時に、国からは当初予算の配分方針が示されています。県からは、年度の当初に市町村の担当者が集まる会議の場で、補助金制度等の説明があります。これらの説明から国の考えを把握しており、個別の配分額についての説明は求めています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっとあり得ないと思いますよ、それは。

再質疑ですけど、これそのままなんですか。聞かなくていいんですか、説明は。なのにこれ土地開発公社で買うということを決めて、補助金が出るという前提で進めているわけですけど、さっきの答弁も非常に数字が怪しいので、全部確認していきたいんですけども、何にも問合せの確認とかはしてないんですか。なのに、土地は買ってしまうんですか。

これ単年度の予算事情なのか、事業に対してどういう評価されているかも分からないのに、このまま進めるって、ちょっと僕はあり得ない、この36億円、もっと増えると言われている事業でやるのはちょっと考えられないんですが、こんな事務の進め方でいいんですか、副市長、いいかげんすぎませんか、これ。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再質疑にお答えをします。

社会資本整備総合交付金につきましては、国の予算総額や全国の要望状況を踏まえ、国において配分が決定されるものであります。そのため、本市の要望額に対して満額の配分とならない場合がございますが、特定の自治体に対する評価によるものではなく、全国的な事業需要や国の予算状況などを総合的に勘案して決定されますので、こちらのほうからは、先ほど答弁したとおりです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） それ36億円の事業で、そんなしょうがない、分かんないで進めるんですかこれ、信じられんけど。土地も買ってしまうんですか、土地開発公社で。ちょっとその判断は僕はあり得ないと思うので、国に行って聞いてきたらいいじゃないですか。何ですか。この事業に対しての評価がおかしくなっているんですか。そうかどうかだけは絶対確認しなきゃ駄目でしょう。

これじゃあ、がんがん進めていって、国の補助金の実はつきませんでしたって言って、予算要求するんですかという話なんで、これは市長、副市長いいんですか、この進め方。こんな大型事業で、こんな国に内示額が減ってきましたのと言って、これだって当初予算で今年度決めたことなんですよ、そもそも。決めて、この6月にすぐ減額の予算出してきているんです。これ自体がすごく異例じゃないですか。しかも、こんな大型事業で、この時点ではっと思っているんですよ。なのに、その理由すら、いや、分かりませんと、国のほうで決めるものだからしょうがないですなんてことはあり得ないと思うんですよ。せめて直接行って聞いてきますと、そこでどういう感触でしたとかはないと、この事業を続行できないと思いますよ。どうなんですか。

◎議長（大沢秀教君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質疑にお答えをいたします。

同じ考えです。我々も県のほうには確認をしましたが、お示しすることはできないという

ことでありましたので、今も申し上げたように、直接県のほうに確認をすることも考えていかなければならないという話をしているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今、1番目で、3回聞いてしまったんですけど、ちょっと全然まだ数字、先ほどの答弁も全く合わないところがあるので、ちょっといろいろ確認を、これ本当に真剣にやらないと危ないなという感じがしてきているんです。

2番目の要旨の質疑です。費用便益比というのが、通常、公共事業ではあります。例えば、昔、ある土地の土地区画整理事業で、市は進める予定だった。地元にも説明をしていた、そのつもりで考えていた。ところが、0.86という数字になったところで、その事業が頓挫したということもありました。

だから、この費用便益比というのが非常に重要な指標になってくるもので、これが国の補助事業とか交付事業とかというものを判断する上で重要な指標になっているという理解です。これもやっと総事業費の目安が、先ほどの質疑の中で出てきたんですが、この費用便益比についても、ちょっと今のところ確認ができないので、これもどのように今算出されているんでしょうか。

もう当然やっているべきことだと思いますので、国の補助を当てにするならね。当てにするなら当然こういうものは算出していなければならないと思うんですが、今、これはどのように出ているものんでしょうか。

あと、公表されてるのかどうかについてもお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

費用便益比とは、事業によって得られる効果である便益を事業に係る費用で割ったものとなり、費用便益比が1以上となれば、費用を上回る効果がある事業と判断されます。本事業の費用便益比は、国の費用便益分析マニュアルに基づき算出し、令和7年度の評価時点で1以上となります。

また、費用便益比の公表はしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑です。

1以上、具体的に1.何%ですか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再質疑にお答えをします。

1.04です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。

結構ぎりぎりかなという印象ですが、じゃあ、この愛知県の中及び全国の事業の中で、こ

の1.04を超える事業というのはどれぐらいあるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

そちらのほうは把握しておりません。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） そう言うと思いました。ただ、この数字が国の補助とかを判断する上で重要な指標になっているということなので、国のほうの優先順位を判断する非常に重要な目安になっているわけです。だから、ここの数字がほかの自治体等で計画されている事業に対して、どれぐらい高いかで優先順位が決まるわけですから、だから、国の国庫補助を当てにしていかがうかというのは、これを見るべきなんですよ。だから、これをまず公表した上で、ほかの自治体、せめて愛知県内はそれを調べないと、国の国庫補助を当てにしたいとは決して思えないです。だから、それはぜひやっていただきたいと思います。

3つ目の要旨の質疑ですけども、これ、確約はあるんですかね。今の話だと、もう何か5年間で計画をしているけど、でも今年度のことにしても、予算事情なのか、優先順位の問題なのか分からないという状況の中で、でもこれ土地開発公社で買うということは、もう買い戻すということを決めてしまうわけですから、だから、もうこの事業で進めていくということになるわけです。

確約がないと、とてもそれは口約束みたいな話で、いや、国が恐らくやってくれるんじゃないですかねと、ただでも今の減額された理由は分かりませんがと言われて、買わないですよ、普通。僕は店でよく営業マン来られるんで、国の補助金が、これはつく可能性があるんですよ。その場合は幾らになるんですと言われて、それはつく見込みがついてから言ってくださいと、そうじゃない数字をまずお願いしますというのが、当たり前なんですよ。だけど、今そういう状況じゃなければ、とてもこれはゴーサインは出せないという判断になってしまうので、国が予算をつけるという確約を得て出してこないとおかしいと思いますが、それは得ているのでしょうか。

現在の国との協議というのはどう行って、どういう内容になっているのでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

まず、市による直接買収を行う場合でも、土地開発公社による先行買収を行い、買戻しを行った場合においても、買収に要する費用については、社会資本整備総合交付金の対象事業費となります。

先ほどもお答えしましたが、本事業への補助は、国の交付金が予算となっており、国の予算の範囲内で配分されるので、現時点で配分額が確約されているものではありません。

なお、社会資本整備総合交付金に関して、国や愛知県との協議はありませんが、令和9年度の交付に向けて、令和8年4月に県担当者とのヒアリングにおいて事業内容を説明し、令

和8年5月に概算事業費を提出しております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけど、結局、何と言うか、形だけということですので、これは市長にも伺いたいですけども、どこで答弁していただいてもいいですが、この後も聞くつもりですけども、普通、こういう行政的な説明だけではなくて、市長として要望に行く、もしくは政治的にも国会議員の方を通じて陳情に行くということ、これだけの大型事業ですからやっぱりやらないと、じゃあ進めていって、国の補助金が出ませんでしたということになった場合に、財政的に完全に狂ってしてしまうわけですので、絶対やっとなきゃいけないと思うんですよ。

ただ、今の説明だと、何ていうか形だけというもの、最低限というか、最低限の手続でやっているという形にしか聞こえないので、非常に不安を覚えました。

この再質疑で確認したいのは、先ほどの答弁の訂正があった数字ですけど、市が直接購入した場合の1億9,000万円で、土地開発公社で買い戻した場合には、1億7,200万円程度という話でしたけど、普通逆ですよ。土地開発公社で買ったほうが金利の負担が出る。5年間ということで計算した場合には、金利は今また日銀の政策金利上がりましたから、1%に。だから、これも上がるわけです。だから1%から2%程度なのかな、もしかしたら。だから、そうなった場合に、5年間で何千万円の負担があるか。

僕も勝手に試算しましたが、やっぱり2,000万円ぐらいは出てくるんじゃないですかね。1億9,000万円の土地だったら、という形で、あとは事務負担もありますから、1回土地開発公社で買って、また買い戻すという話になると、登録免許税やいろいろと、そこまで莫大ではないですが、数百万円になるのかなという事務費用も発生してくるわけで、それが乗った場合には、それは普通、市で買って今買ったほうが安いに決まっているじゃないですか。だけど、さっきの答弁は数字が低いんですよ。これおかしくないですかという話なんです、それって補助金とかも見越して入ってる数字なんですかね。じゃないと、地権者の方は、いや、それは犬山市さんちょっとよく分かりますから、高いですよ。土地開発公社というものは信用性が高いので、じゃあ、そっちのほうが安くお売りしますよなんてことはあり得ないわけなんで、何じゃその説明はと正直思ったんですが、さっきの数字の前提条件を全部出してくださいよ。もしそれに国の補助金も入っているんだったら、今の説明とか結構矛盾してきますよ。だから、そんな数字を勝手に述べてはいけませんよ、この議場で。悪徳商法みたいな話になってしまいますから。やっぱりこれは誠意を持ってやらないと、沼議員の一般質問でもありましたけど、やっぱりちゃんと誠意を持ってしっかり説明しなきゃ駄目ですよ、この事業は。

というわけで、さっきの1億9,000万円、今、市で買った場合、それを市債で組んだ場合、1億円ほど市債組む予定でしたもんね、今年度。それを土地開発公社で買い戻した場合、金利は上がる見込みのほうが高いですからね、今。だから、これからどんどん金利が上がっていくんだったら、今買ったほうがいいんですよ。これは経済の基本中の基本です。

今のインフレ状況からして、今年度も1%に上げる程度じゃ足りんだろうとあって、結局円高になってない円安のままなんで今、だからまだ今年度上がる可能性がある。これ以上金

利が上がっていったら、すごい負担になってきますから、なぜあのとき直接やっておかなかったんだって話になるんですよ。

だから、ここで本当に誠意を持ってしっかり数字を出してください。これ再質疑です。その1億7,200万円の中に、国の補助金を見込んで先ほど答弁したのかどうかをまず答えていただきたい。金利負担は幾らか、事務負担は幾らか、その詳細も述べてください。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

再 開

午前11時49分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。15番 久世高裕議員の質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

久世議員の再質疑に対する答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、久世議員の再質疑にお答えをします。

シミュレーションの詳細についてご説明をします。市で直接購入する場合についてですが、国庫補助金が活用できませんので、市債を活用して用地を取得することになります。事業費1億4,289万4,000円に対し、市債は1億2,860万円が想定されます。借入期間を20年で、借入利率を直近の同条件の財政融資資金の利率である3.1%で試算しますと、借入利息が4,721万7,000円となり、当初の事業費と合わせますと、総事業費は1億9,011万1,000円となります。

一方、土地開発公社を活用する場合ですが、一旦事業費全額を公社債により賄うことになりますので、借入期間を5年で、借入利率を直近の同条件の財政融資資金の利率である

2.0%で試算しますと、借入利息が1,435万4,000円となります。市が買い戻す場合は、事業費にこの借入利息が上乗せされますので、事業費は1億5,724万8,000円となります。この事業費に対し、社会資本整備総合交付金の活用としてシミュレーションでは、近年の内示率と同等の25%、補助率50%を想定し計算しますと、1,786万1,000円となります。

また、市債も1億2,540万円を想定しています。借入期間は事業全体で20年とし、土地開発公社で5年間の借入れを行っていることから、残りの15年と想定しています。

また、利率については、直近の同条件の財政融資資金の利率2.7%に上昇幅を0.5%と想定し、3.2%で試算をしています。試算しますと、借入利息は3,348万3,000円となり、買戻しの事業費から交付金を除いた市の負担分を合わせますと、1億7,287万円となります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 私からも久世議員の再質疑についてお答えをさせていただきます。

久世議員が質疑の中で申されました、この蟬屋長塚線については、丁寧にやるべきだと、まさにその思いです。丁寧に真面目に正直に向き合っていかなければならない事業だというふうに思っています。

その中で様々ご指摘をいただきました。その中でビーバイシー（費用便益比）について数字をお示しをしました。久世議員はご承知だとは思いますが、本来これは市道でありますから、ビーバイシーの数字を示す必要は国に対してありません。ですから、この数字は国にも示してないので、事業効果がないから、その補助率が下がったというふうには受け止めていません。国の配分によるものだというふうな認識をしているところであります。

また、ここはよく分析をしなければなりませんし、このビーバイシーを出すことによって、補助率がもし上がるということが分かるのであれば、そのビーバイシーを示すことによって交付金の獲得を上げていく、そんなことをしていかなければならないというふうに思っています。

そして、そのためには、ふだんから要望はしています。名濃道路の関連道路についても、しっかり補助を出すようにという要望を強く重ねていますが、この点についても具体的に名濃道路という道路名を示すことによって、強く要望を重ねていきたいというふうに思っています。これは国に対して、県に対して、両方に対してであります。

ですから、市議会のほうからも、ぜひ意見書等がお出しいただけるのであれば、お願いができればありがたいなというふうに思っています。私ども犬山市と市議会と一緒に取組んでいければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げて、私からも追加の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑になります。お願いしたいと思います。

1億9,000万円が直接、1億7,200万円ぐらいが土地開発公社という中で、国のそれは交付金が入るという仮定があったということですよね、土地開発公社のほうには。だけど、それが前提条件としては述べられずに、安くなるということで、じゃあ土地開発公社のほうがお得なんだというような印象を受けたわけですが、国の交付金が確実に入るようであればそう

なりますよね。だけど確約はないということだったんで、やっぱりそういうことはちゃんと前提条件としてお示しをするべきだったと思います。

なので、今、一応細かい条件でありましたけども、やっぱりでも楽観的な予測はいろいろあるかなと思います、国のその交付金に関してもそうですし。

お聞きしたい部分としては、じゃあ36億円という、3年ほど前の試算ですけども、そのうち国費は幾らになっていくのか。今、国費として幾ら見込んでいるのか。それが本当に入る保証があるかどうかということと、あと費用便益比は出す必要はないということですけども、でも、指標としてはやっぱりこれは考えておくべきだと思います。

ただ、資材高騰とか工事費のこれから高騰ということが考えられる中で、1.04ということで、あくまでこれは参考値ではあると思うんですが、これが費用が上がっていった場合、あと便益ということに関しては、人口減少が進んだ場合とかに関しては、これが悪化する可能性があると思うんですが、その点は今見込んでいるのかどうかについて、2点、再々質疑としてお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

再 開

午後1時12分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

久世議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

総事業費36億円のうち、こちらのほう、国費のほうは、先ほども説明したとおり、近年の内示率と同等の25%、補助率50%を想定しますと、4億5,000万円となります。

それから、ビーバイシーのほうなんですけれど、こちらのほうは将来の交通量も見込んでいます。それでこちらにも必要があれば、例えば5年に一度等でビーバイシーを出すということも検討していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第72号議案から第74号議案まで及び報告第1号から報告第4号までに対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和 8 年 6 月 定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《総務委員会》 審査期限 令和 8 年 6 月 30 日

第 1 委員会室

議 案 番 号	件 名
第51号議案	犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について
第52号議案	犬山市行政手続条例の一部改正について
第53号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第54号議案	犬山市手数料条例の一部改正について
第59号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第60号議案	財産の取得について（資機材搬送車（積載車））
第72号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号） 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 総務委員会の所管に属する歳入 歳 出 2 款 総務費 6 款 商工費 第 3 条の第 3 表 地方債補正
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について

《民生文教委員会》 審査期限 令和 8 年 6 月 30 日

第 2 委員会室

議 案 番 号	件 名
第55号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第56号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第57号議案	犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第58号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について
第72号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号） 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳 出 3 款 民生費 4 款 衛生費（1 項保健衛生費） 9 款 教育費

第73号議案	令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
第74号議案	令和8年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

《建設経済委員会》 審査期限 令和8年6月30日

第3委員会室

議案番号	件名
第61号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて
第62号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第63号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第64号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第65号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第66号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第67号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第68号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第69号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第70号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第71号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第72号議案	令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（3項清掃費） 7款 土木費 第2条の第2表 債務負担行為補正

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、来週22日に予定しておりました議案質疑の2日目は、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、来週22日は休会といたします。

来週23日から29日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、30日午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時14分 散会